

函館市病院事業経営改革評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 「函館市病院事業改革プラン」に基づき、改革プランの取組状況の点検・評価を行うほか、改革プランの内容の変更等について審議するため、函館市病院事業経営改革評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 委員会は、病院局長、市立函館病院長、市立函館恵山病院長、市立函館南茅部病院長、管理部長、外部の有識者5人以内をもって構成する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長は、不在の場合など必要の都度、これを代行するものを指名することができる。

4 委員長は、必要に応じ、関係部局等に出席を求めることができる。

(会議の公開等)

第4条 会議は、原則公開とし、会議終了後、議事概要を作成し、速やかに公表するものとする。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、平成33年9月末までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、函館市病院局管理部経理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

この要綱は、平成22年2月16日から施行する。

この要綱は、平成26年2月19日から施行する。

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。

【変更点】

委員会の設置期間を「平成28年9月末まで」から「平成33年9月末まで」に延長する。